

1 議 事 日 程（第 1 日）

（平成 2 2 年第 4 回有田川町議会定例会）

平成 2 2 年 1 2 月 7 日

午前 9 時 3 0 分開会

於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 閉会中の所管事務調査報告について
- 日程第 5 議案第 129 号 平成 2 2 年度有田川町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 6 議案第 130 号 平成 2 2 年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 7 議案第 131 号 平成 2 2 年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 8 議案第 132 号 平成 2 2 年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 9 議案第 133 号 平成 2 2 年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 10 議案第 134 号 平成 2 2 年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 11 議案第 135 号 平成 2 2 年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 12 議案第 136 号 平成 2 2 年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 137 号 有田川町携帯電話エリア整備事業基地局施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 138 号 有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 139 号 有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 140 号 有田川町県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 141 号 有田川町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 18 議案第 142 号 有田周辺広域圏事務組合規約の改正に関する協議について
- 日程第 19 議案第 143 号 有田川町道路線の認定について
- 日程第 20 議案第 144 号 有田川町教育委員会委員の任命の同意について
- 日程第 21 議案第 145 号 有田川町城山山林財産区管理会管理委員の選任について

- 日程第22 議案第146号 有田川町八幡山林財産区管理会管理委員の選任について
- 日程第23 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第24 諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第25 議案第88号 平成21年度有田川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 議案第89号 平成21年度有田川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第27 議案第90号 平成21年度有田川町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第28 議案第91号 平成21年度有田川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第29 議案第92号 平成21年度有田川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第30 議案第93号 平成21年度有田川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第31 議案第94号 平成21年度有田川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第32 議案第95号 平成21年度有田川町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第33 議案第96号 平成21年度有田川町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第34 議案第97号 平成21年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第35 議案第98号 平成21年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第36 議案第99号 平成21年度有田川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第37 議案第100号 平成21年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第38 議案第101号 平成21年度有田川町栗生財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第39 議案第102号 平成21年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第40 議案第103号 平成21年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第41 議案第104号 平成21年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について

2 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	増谷憲	2番	堀江眞智子
3番	橋爪弘典	4番	東武史
5番	岡省吾	6番	前勢利夫
7番	湊正剛	8番	佐々木裕哲
9番	森本明	10番	殿井堯
11番	坂上東洋士	12番	楠部重計
13番	新家弘	14番	西弘義
15番	中山進	16番	竹本和泰
17番	亀井次男	18番	森谷信哉

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

7番	湊正剛	13番	新家弘
----	-----	-----	-----

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（21名）

町長	中山正隆	副町長	山崎博司
清水行政局長	保田永一郎	会計課長	西尾幸治
総務課長	山田清美	企画財政課長	武内宣夫
総合業務課長	高垣忠由	消防長	前田英幸
福祉課長	大方肇	環境衛生課長	河島一昭
住民課長	赤井康彦	税務課長	星田仁志
建設課長	東信行	産業課長	福原茂記
地籍調査課長	上岡重和	水道課長	前守
下水道課長	東敏雄	教育委員長	早田智代
教育長	楠木茂	学校教育課長	坂上泰司
社会教育課長	三角治		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長	山下時克	書記	池尻ひろ子
------	------	----	-------

8 議事の経過

開会 9時30分

○議長（前勢利夫）

おはようございます。

開会に当たりまして、議員諸公にお願いしておきたいと思っております。携帯電話につきましては、マナーモードか、もしくは電源を切っていただいております。よろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員は、18人であります。

定足数に達していますので、第4回有田川町議会定例会は成立いたしました。
ただいまから、平成22年第4回有田川町議会定例会を開会します。

~~~~~

開議 9時31分

○議長（前勢利夫）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

……………日程第1 会議録署名議員の指名……………

○議長（前勢利夫）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、  
7番、湊正剛君、13番、新家弘君を指名します。

……………日程第2 会期の決定……………

○議長（前勢利夫）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

この際、議会運営委員会から、12月1日に開催されました委員会の結果について、  
御報告を願います。

議会運営委員会委員長、佐々木裕哲君。

○議会運営委員長（佐々木裕哲）

おはようございます。

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の開催結果について、御報告申し上げ  
ます。

去る12月1日、午前9時30分から議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並  
びに議事日程、各常任委員会の開催日等について協議いたしました。その結果、会期  
につきましては、本日から12月22日までの16日間と決定させていただきました。  
なお、一般質問は15日、16日としております。

議事日程については、お手元に配付されている日程表のとおりといたしたく思いま  
す。日程第5から日程第24までの議案18件、諮問2件について一括上程を行い、  
当局から提案理由の説明を求めた後、全員協議会にて御審査いただきたいと思います。

なお、全員協議会が終わり次第、日程第25から日程第41までの決算認定の採決  
につきましては、本日お願いいたします。この会期、日程等に御賛同を賜り、円滑な  
議会運営ができますよう議員各位の御協力をお願い申し上げまして、御報告とさせて  
いただきます。

○議長（前勢利夫）

お諮りします。

ただいまの委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は、本日から12月22日

までの16日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月22日までの16日間に決定しました。

……………日程第3 諸般の報告……………

○議長（前勢利夫）

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長より提出された議案は、議案18件、諮問2件であります。

また、本日の説明員は、町長ほか20人であります。

次に、本定例会までに受理いたしました請願について、TPP交渉に関する意見書の提出についての請願は、お手元に配付の文書表のとおり、産業建設常任委員会に付託することに決定しましたので、御了承願います。

次に、監査委員より、平成22年8月、9月、10月分の例月出納検査の結果及び定期監査の結果報告を受けていますので、それぞれお手元に配付のとおり報告いたします。

次に、有田周辺広域圏事務組合議会に関する事項について、お手元に配付のとおり報告します。なお、詳細については、有田周辺広域圏事務組合議会へ選出されている議員から全員協議会において報告されます。

以上で諸般の報告を終わります。

……………日程第4 閉会中の所管事務調査報告について……………

○議長（前勢利夫）

日程第4、閉会中の所管事務調査報告についてを行います。

産業建設常任委員会による所管事務調査視察研修が、去る10月5日から6日の2日間にわたり実施されておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

産業建設常任委員会委員長、森谷信哉君。

○産業建設常任委員長（森谷信哉）

議長より発言の許可が出ましたので、産業建設常任委員会の所管事務調査視察研修報告をさせていただきます。

産業建設常任委員会は、去る10月5日、6日の2日間にわたり、広島県庄原市と岡山県岡山市において視察研修を行いました。

今回の目的としては、中山間地域の活性化並びに産業発展（林業）の可能性を調査すべく、先進地の視察研修を行いました。庄原市は広島県の北東部に位置し、平成17年3月31日に近隣の1市6町が合併して誕生した、総面積1,246平方キロメートル、人口約4万人の町です。この町で木質バイオマス利活用プラントを建設し、

間伐材の利用による新産業の創出と林業振興等に取り組んでいるグリーンケミカル株式会社を視察いたしました。

ここでは、プラスチックの原料となるリグニンを木材から生産することに取り組んでおり、代表取締役社長である西本氏より、工場内の機械並びに製造工程と、現在までに至る機械設置の経過について説明を受けました。基本的にリグニンの抽出は、まず原料となる間伐材などの林地残材を粉砕機にかけチップ状にし、付着した土等の不純物と余計な油分を除去するために蒸気処理を行い、さらに微粉砕機にかけ木粉化し、それに酵素と水を混合して糖化液をつくり、そこからリグニンを抽出いたします。しかし、リグニンの抽出には費用がかかり、コスト面で採算に合わないので、現在はその過程で生産した木質パウダーをリグノエースとして製品化して販売をしているようでした。

こちらの工場では、粉砕した木片を20ミクロンに粉末化し、それをリグノエースとしてプラスチックの増量剤として活用し、石油系樹脂の使用量を迎えたプラスチック製品を製造することができ、二酸化炭素の削減に有効とのことでありました。資源としては、間伐材以外に剪定材でも利用でき、森林資源が豊富にある当町にとっても将来に向けてあらゆる可能性を秘めた事業であると感じました。森林資源の有効活用やバイオマス利活用によるCO<sub>2</sub>対策の観点から、今後、成長可能な産業であり、当町にとっても十分関心の持てる事業であると委員会としても再確認いたしました。

2日目には、岡山県で岡山理科大学など多くの学校を経営する加計学園にお伺いし、海洋生物を淡水で飼育できるという好適環境水について視察してまいりました。

こちらでは、工学部バイオ・応用学科の山本准教授により、好適環境水の説明並びに魚の飼育方法、好適環境水の利点などを御説明いただきました。好適環境水というのは、魚の浸透圧調整に深くかかわるカリウムやナトリウムなどの成分と濃度を調整し、わずかな電解質を淡水に加えるということで海洋生物の飼育ができ、また魚にとって不必要な成分は全くないという、魚にとってはまさしく好適環境水でありました。そして驚いたことに、淡水魚と海水魚が同じ水槽で飼育できるとのことでした。現在、クエ、シマアジ、トラフグ、クロマグロなどを養殖しており、好適環境水の入った水槽内で元気に泳いでいました。

研究結果としては、好適環境水で飼育している魚は海水で飼育するよりも成長が早く、また病気などにかかるリスクも低いため、安定して飼育ができるとのことでした。今後は、大量生産による生残率の検証や魚種別による成長率の調査、生産能力の検証、えさ量転換効率の調査、操業要員数などについてさらに実験を行っていくとのことでした。

山本准教授によると、内陸部での養殖は水産資源の枯渇防止や新産業創出に有効であり、もし低コストで養殖が可能となれば、山間部でも海水魚の飼育業が可能となることで、将来に向けて大きな期待の持てる研究でありました。

今回の視察を終えて、産業建設常任委員会としては、中山間地域の活性化のためには新たな産業を起こし、雇用の創出並びに若者の定住を促進する取り組みが必要であると改めて確認いたしました。今回の視察先の取り組みは将来に希望の持てるものでありましたが、現実問題としては、もう少し研究を要するとも感じました。また、バイオマス関連については、委員会としては町関係部局並びに県関係とも協議して、中山間地域の産業発展となるように今後も継続して取り組んでいきたいと思っております。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（前勢利夫）

続いて、住民福祉常任委員会による所管事務調査視察研修が、去る9月28日から29日の2日間にわたり実施されておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

住民福祉常任委員会委員長、楠部重計君。

○住民福祉常任委員長（楠部重計）

住民福祉常任委員長報告を行います。ただいま議長の許可を得ましたので、住民福祉常任委員会の行政視察報告をいたします。

去る9月28日、29日の日程で、住民福祉常任委員と執行部職員2名を含め、鳥取県智頭町と京都府宇治市へ行ってまいりました。

智頭町は、人口8,177名で高齢化率34.8%、面積224.6平方キロメートルです。智頭町立特別養護老人ホーム「智頭心和苑」は町立病院と併設されており、町内の保健・医療・福祉センターとして大きな役割を担っています。智頭心和苑は、指定管理者制度により社会福祉協議会が運営をしています。入所定員76名、短期入所生活介護サービス7名となっています。特徴は、木材を多く利用した個室ユニットでありました。

社会福祉協議会に指定管理に基づく業務を委託する上で考えたことは、1つに町民負担をふやさないこと、2つにサービスの水準を低下させないこと、3つに社会福祉協議会の経営を改善させることでした。この中で、施設建設にかかった起債の償還が毎年7,500万円前後になること。また介護報酬の支給がサービス提供後2カ月後になるため、その間の運転資金が必要となるため、町から10年間無利子で9,000万円借り入れ、毎年1,000万円を返す計画になっています。運営には、財政負担を少なくするために人件費の圧縮を図り、物件費の抑制も進められています。当町も今後、指定管理者制度による研究、検討を重ねていく必要があると感じました。

2日目は京都府宇治市で、人口は19万1,051人、高齢化率15.7%、面積67.6平方キロメートルです。全国に先駆けて、小学校の空き教室を転用して、社会福祉法人「宇治明星園」がデイサービスセンターを運営しています。宇治市の小倉小学校は、児童数が1,400人から650人に減少して、丸々1棟があいている状態になりました。その施設の1階、2階を利用して、デイサービスと地域包括支援セ

ンターとして事業を行っています。3階は、パソコン教室として小学校が利用しております。新規に施設を建設した場合よりも費用は4分の1で、金額では5億8,000万円が節減できたとのことであります。

総務省の地方分権特例制度の指定を受け、学校の目的外使用の承認を得て事業ができたことが大きかったと言われておりました。事業費は約10億円でございます。施設を利用する高齢者は自分で行けることが原則で、お昼休みには小学生との交流が盛んで、将棋を教えてもらったり、高齢者の似顔絵を描いたり、子どもの成長にすごくプラスになっていると言いました。デメリットはあるかと尋ねたところ、きっぱりないとのことであります。

当町も廃校施設が多い中で、施設の有効利用を進める検討が求められています。施設の有効利用という自治体のねらいが、核家族でお年寄りとの触れ合いが少なくなった社会に、バランスのとれた調整をもたらす結果につながっている。今後も、私たちがこの研修視察を通じて、当町での有効活用を真剣に考えていかなければならないと感じた次第でございます。

以上で、住民福祉常任委員会の行政視察の報告といたします。

○議長（前勢利夫）

これで閉会中の所管事務調査報告を終わります。

……………一括議題 提案理由の説明……………

○議長（前勢利夫）

お諮りします。

日程第5から日程第24までの議案18件、諮問2件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

したがって、日程第5から日程第24までの議案18件、諮問2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。本日ここに、平成22年第4回有田川町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとお忙しい中、御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、ただいま上程されました議案について御説明を申し上げます。

議案第129号は、平成22年度有田川町一般会計補正予算第6号であります。

今回の補正の共通する主なものは、職員給与費において、人事院勧告による減額分



等各科目において減額補正を行っています。

3款民生費の老人福祉費では、地域介護福祉空間整備交付金として499万5,000円を、介護保険事業特別会計への繰出金として787万3,000円を、後期高齢者医療特別会計へ繰出金として384万2,000円を、4款衛生費の予防費では、予防接種委託料として3,451万4,000円を、新型インフルエンザ予防接種助成金として442万6,000円を、6款農林水産費の農業振興費では、有害鳥獣捕獲報償費として432万円を、経営体育成交付金事業補助金として1,161万円を、鳥獣害防止対策事業費補助金として550万円を、農地費では、小川農道の土地購入費として2,143万円と物件補償費として3,016万9,000円を、8款土木費の道路橋梁維持費では、工事請負費として900万円を、道路新設改良費では、金屋中井原地区排水工事に係る測量設計監理等委託料として700万円を、9款消防費の消防施設費では、防災施設建設予定地への進入路設置工事請負費として1,400万円を、13款諸支出金の基金費では、退職手当負担金基金積立金に1億円を、雇用創出推進基金積立金に1億8,181万1,000円を、そのほかにも所要の補正を行った結果、今回の補正額は4億3,902万5,000円となり、補正後の予算総額は158億9,302万7,000円と相りました。

なお、補正額の財源といたしましては、町税、地方交付税、国・県支出金、繰越金などを充てることにいたしております。また、防災施設予定地への進入路設置工事請負費について、平成23年度において使用するため、3,200万円の債務負担行為の補正をお願いするものであります。

議案第130号は、平成22年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号であります。

今回の補正の主なものは、人事院勧告による減額分、諸手当の増額等に伴う職員給与費5万4,000円を、レセプト審査支払システム最適化経費負担金に667万8,000円など総額1,045万4,000円の補正となり、補正後の予算総額は37億1,282万5,000円と相ります。

なお、補正額の財源といたしまして、療養給付費交付金、一般会計繰入金を充てることにいたしております。

議案第131号は、平成22年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号であります。

今回の補正は、人事院勧告による職員給与費13万円の減額、後期高齢者医療広域連合納付金に804万8,000円を、広域連合負担金過年度分返還金に3,543万9,000円を補正し、今回の補正総額は4,335万7,000円を追加し、補正後の予算総額は7億3,045万5,000円と相ります。

なお、補正額の財源といたしましては、一般会計繰入金、諸収入、繰越金を充てることにいたしております。

議案第132号は、平成22年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第3号であります。

今回の補正の主なものは、人事院勧告による職員給与費73万8,000円の減額、居宅介護サービス給付費負担金に5,100万円を、居宅介護サービス計画給付費負担金に1,000万円を、特定入所者介護サービス費負担金に400万円を補正し、今回の補正総額は6,796万9,000円を追加し、補正後の予算総額は24億7,705万5,000円と相なります。

なお、補正額の財源といたしましては、国・県支出金、支払基金交付金、繰入金などを充てることにしております。

議案第133号は、平成22年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第3号であります。

今回の補正は、人事院勧告による減額分、諸手当の増額等に伴う職員給与費20万4,000円を、工事請負費に180万円を補正し、今回の補正総額は200万4,000円を追加し、補正後の予算総額は7億6,520万4,000円と相なります。

なお、補正額の財源といたしましては、国庫支出金を充てることにいたしております。また、水道施設維持管理業務委託及び水道検針業務等委託について、平成23年度から平成25年度において使用するため、1億2,000万円の債務負担行為の補正をお願いするものであります。

議案第134号は、平成22年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第2号であります。

今回の補正は、人事院勧告による減額分、諸手当の増額等に伴う職員給与費69万5,000円を追加し、補正後の予算総額は12億8,249万2,000円と相なります。

なお、補正額の財源といたしましては、一般会計繰入金を充てることにいたしております。

議案第135号は、平成22年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号であります。

今回の補正は、人事院勧告による減額分、給料等の増額に伴う職員給与費17万7,000円を減額し、補正後の予算総額は3億2,141万4,000円と相なります。

議案第136号は、平成22年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正の主なものは、施設管理費に524万円を補正し、今回の補正総額は682万5,000円を追加し、補正後の予算総額は1億2,460万5,000円と相なります。

なお、補正額の財源といたしまして、諸収入を充てることにいたしております。

議案第137号は、有田川町携帯電話等エリア整備事業基地局設置条例の一部を改

正する条例の制定についてであります。

地域間の情報格差の是正を図るため、和歌山県移動通信鉄塔施設整備事業補助金を受け、有田川町内10地区に移動通信用鉄塔施設整備を実施し、10基地局が新設されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第138号は、有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、平成22年度税制改革で新たに制度化された非自発的失業者に係る国民健康保険税の軽減措置について、地方税法が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第139号は、有田川町手数料徴収条例の一部改正をする条例の制定についてであります。

今回の改正は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所等に関する審査手数料等が引き下げられる措置が講じられたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第140号は、有田川町県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、農業用かんがい排水施設事業の実施に伴い、賦課額を事業費の15%以内と規定いたしたく、本条例の一部を改正するものであります。

議案第141号は、有田川町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第142号は、有田周辺広域事務組合同規約の改正に関する協議についてであります。

有田周辺広域市町村圏計画の廃止に伴い、有田周辺広域圏事務組合同規約の一部を改正する必要があるため、議会の議決をお願いするものであります。

議案第143号は、有田川町道路線の認定についてであります。

有田川町大字修理川から宇井苔地内、町道修理川宇井苔線延長4,273メートルを道路法の規定により、町道の認定をお願いするものであります。町道修理川宇井苔線については、国道424号修理川バイパス完成に伴い、旧道部分が和歌山県から町へ移管される物件であります。

議案第144号は、有田川町教育委員会委員の任命の同意についてであります。

有田川町教育委員会委員、有田川町大字下津野438番地、平松一彦氏の任期が、平成23年2月22日をもって満了いたします。人格が高潔で教育に関し識見を有する同氏を、引き続き有田川町教育委員会委員に任命いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第145号は、有田川町城山山林財産区管理会管理委員の選任についてであります。

有田川町城山山林財産区管理会管理委員、下坊重利氏が本年12月31日をもって辞職したい旨の届け出が提出されました。つきましては、後任として、有田川町大字二川411番地、東平造氏を有田川町城山山林財産区管理会管理委員として選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第146号は、有田川町八幡山林財産区管理会管理委員の選任についてであります。

有田川町八幡山林財産区管理会管理委員、有田川町大字久野原129番地、保田英夫氏の任期が、平成22年12月31日をもって満了いたしますが、引き続き有田川町八幡山林財産区管理会管理委員に選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

諮問第5号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。

人権擁護委員、有田川町大字三田600番地、鈴間眞佐子氏が平成23年3月31日をもって任期満了となります。人格が高潔で人権擁護に関し識見を有する同氏を、引き続き人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

諮問第6号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。

人権擁護委員、有田川町大字杉野原41番地、松本博光氏が平成23年3月31日をもって任期満了となりますが、人格が高潔で人権擁護に関し識見を有する同氏を、引き続き人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

以上で、提出議案に対する私の説明を終わります。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（前勢利夫）

続きまして、補足説明はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

ないようですので、提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩します。

なお、事務連絡を局長の方から行わせませう。よろしくお願ひいたします。

○事務局長（山下時克）

事務連絡を申し上げます。

10時15分からの全員協議会は、議員のみで開催されます。場所は4階の第1会

議室です。午後 1 時から 3 階中会議室で、議案審査に係る全員協議会が開催されます。以上でございます。

○議長（前勢利夫）

以上のとおりでございますので、定刻が来ましたら 4 階にお集まり願いたいと思います。

~~~~~

休憩 10 時 04 分

再開 15 時 17 分

~~~~~

○議長（前勢利夫）

再開いたします。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第 25、議案第 88 号から日程第 41、議案第 104 号までの 17 件を先に審議としたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第 25、議案第 88 号から日程第 41、議案第 104 号までの 17 件を先に審議することに決定しました。

……………日程第 25 議案第 88 号～日程第 41 議案第 104 号……………

○議長（前勢利夫）

日程第 25、議案第 88 号から日程第 41、議案第 104 号までの 17 件については、第 3 回定例会第 1 日目において決算審査特別委員会に付託されております。

委員長より、審査の経過及び結果の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、西弘義君。

○決算審査特別委員長（西 弘義）

ただいま議長からの御指名をいただきましたので、決算の審査報告をいたしたいと思っております。決算審査報告に当たって、朗読をもってしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

決算審査特別委員会における審査経過の概要並びに結果につきまして、御報告いたします。

当委員会において審査いたしました案件は、去る 9 月、第 3 回定例会初日に付託されました議案第 88 号から議案第 104 号までの一般会計及び各特別会計の決算認定を求めることについての 17 件であります。

これら議案の審査に当たりましては、10 月 19 日、20 日、両日にわたって委員

会室において全委員出席のもと開催され、執行部関係部署の課長及び担当者の出席を得て、主要施策の成果報告書を中心に、必要な資料の提出及び詳細な説明も求めて慎重に審査をいたしました。

尚、審査時において、委員会として提出を求めた資料については、お手元に配付させていただきます。どうか御参考に、よろしくお願い申し上げます。

まず初めに、企画財政課長から、平成21年度の決算概要について説明を受けました。地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による4つの健全化判断基準についてであります。これは平成22年第3回定例会において報告され、既に承認されているとおりで基準以下でございます。経常収支比率が90.2%、前年度と比較して0.4%減少しておりますが、当町の目標数値は80%であることから考えれば相当な開きがあり、委員からは限られた予算を弾力的に運用し、町民の要望にこたえられる財政構造になるよう、一層行政改革に努力をいただきたいとの御意見がございました。これは、当局の方から一層努力をするという御答弁もいただいております。

次に、委員会での各委員の質疑項目等を申し上げますと、企画財政課の所管に対して外から有田川町を見た場合の問題点は、類似団体の中で当町はどのような状態にあるのか、建設経費と経常経費の比率または推移はどうか、共済組合に係る経費と職員数について、また今後の推移について、起債残高の町民1人当たりの金額はどうかなどでございました。

総務課の所管に対しては、防犯灯の管理について、地域で人数が少ない区の対応について、地デジ共聴に係る過疎地域での維持管理について、各区長に対する委託料の積算方法について等でございます。これは資料がついておりますので、また御参考に願います。

情報管理課の所管に対しては、サーバー50台が適正であるのかということで、適正であるというような言葉をいただいております。

住民課の所管に対しては、国民健康保険税の将来の見通しについて、国保税に係る各世帯の納税額について、今後の国保運営について等でありました。

税務課の所管に対しては、納税組合報奨金についてでございます。

環境衛生課の所管に対しては、ごみの分別状況について、二川ダムマイクロ発電について、生ごみ収集についての委託方法について等でありました。

水道課の所管に対しては、水道メーターの取りかえに係る法的根拠について、水道料金におけるコストについて、湯浅分水について等でありました。

産業課の所管に対しては、経済危機対策事業で行った工事の施工業者は地元であるのか、観光施設巡回バスの利用者について、木材価格の競争力をつけるための林道開設について、どんどんまつりの来場者数について、木材利用についての法律が施行されたことに伴う我が町の対応について等でありました。

教育委員会の所管に対しては、35人学級の今後について、各学校の開校記念日の

有効利用について、またスクールバスの運行委託について、粟生小学校のシロアリ対策工事について、各イベントについての費用対効果について、体育施設の管理事務の内容について、文化財保護審議委員の報酬の内容について、アレックの利用状況について等でありました。

地籍調査課の所管に対しては、専門員の処遇について、また地籍事業の進捗率について。

下水道課の所管に対しては、公共下水の起債について、また都市型の補助の動向について、公債費の償還に対する交付税算入率について、町の中核としての事業として必要であることは認識しているが、他県の町の公共下水道による赤字の事例の新聞記事も参考にしてもらいたいとの意見もございました。

福祉課の所管に対しては、合併して5年になりますが、そのスケールメリットについて、心配事、相談の件数について等でございます。

建設課の所管に対しては、町営住宅の数及び入居条件について、ポッポ道の官民境界について、町道の認定基準について、沼口農協線の工事について、生コン支給及びアスファルト単価について、橋梁の塗装基準について、中原三瀬川線について等でございます。

また、財産区の特別会計につきましては、林業の振興について木材利用に関する法律も施行されており、細部も決められてございます。財産区の活用についてもみずから立ち上がり、これらの事業に取り組む努力を求める意見がございました。

その後、11月25日、各決算に係る意見調整を行いました。そして、一般会計及び各特別会計の決算認定報告事項について協議いたしました。

以上の結果、議案第88号から議案第104号までの17件につきましては、全会一致をもって認定すべきものと決しました。

最後に、執行部に対して、合併後5年に当たり、スケールメリット等の利点を生かし、合併した効果を最大限に生かせるような予算執行について、さらに努力をされるよう要望して、委員会としての報告といたします。よろしく御審議のほど、適切な御決定をお願い申し上げます。

以上でございます。御報告を終わります。

○議長（前勢利夫）

以上、決算審査特別委員会の審査の経過及び結果の報告が終わりました。

……………日程第25 議案第88号……………

○議長（前勢利夫）

日程第25、議案第88号、平成21年度有田川町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

1番、増谷君。

○1番（増谷 憲）

議案第88号に反対の立場から討論を行います。

まずこの決算には、改憲手続法に基づき、国民投票を行うためのために町が投票人名簿の作成システムの改修費を支出いたしました。これは大きく言えば、憲法9条を変えていくためのものであり、重大な問題を含んだものであります。第2に、長期継続契約の実施で入札により労働者の賃金等が下がり、生活できなくなる等、事業に支障も出てきています。第3に、財政が豊かで必要な施設ならともかく、施設づくりが進行し、今後の経常経費が膨らんで財政が硬直化し、福祉や医療関係へのしわ寄せが出てこないか十分心配します。第4に、消費税の課税支出が一般会計においても、概算を見込んで約4億900万円もあるということでありあります。第5に、定住促進対策費が廃止されました。第6に、清水地区の地デジ対策の光ケーブル工事費が追加で増額になりました。また、利用者は負担増となりました。第7に、地元経済を潤すための、町が発注する消耗品の町内への発注率を毎年指摘してきておりますが、やはり20%台と伸びていないというところが問題であります。

以上の理由で反対討論とさせていただきます。

○議長（前勢利夫）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（前勢利夫）

起立多数であります。

よって本案は、認定することに決定しました。

……………日程第26 議案第89号……………

○議長（前勢利夫）

日程第26、議案第89号、平成21年度有田川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。



〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

1番、増谷君。

○1番（増谷 憲）

議案第89号について、反対の立場から討論をさせていただきます。

平成20年度から国保税が大幅に引き上がり、そのまま踏襲されています。第2に、制度を支えるためにも国は国庫負担をふやすべきであり、そのためにも声を上げるべきであります。第3に、一部負担金制度の活用がなされておられません。第4に、後期高齢者医療制度により支援金が追加されました。第5に、葬祭費が半額になっています。

以上の理由で、反対の討論といたします。

○議長（前勢利夫）

ほかに討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（前勢利夫）

起立多数であります。

よって本案は、認定することに決定しました。

……………日程第27 議案第90号……………

○議長（前勢利夫）

日程第27、議案第90号、平成21年度有田川町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって本案は、認定することに決定しました。

……………日程第28 議案第91号……………

○議長（前勢利夫）

日程第28、議案第91号、平成21年度有田川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

1番、増谷君。

○1番（増谷 憲）

議案第91号について、反対の立場から討論を行います。

第1に、制度の見直しで認定方法が大幅に変わり、例えば全介助が自立に変わるように生活実態を見ない判定に変わり、給付抑制が働いています。必要な方に介護が行き届きません。第2に、介護保険料の引き上げです。第1、第2段階で年間5,400円の引き上げ、基準額では1カ月900円の引き上げで、年間1万800円の負担増です。しかも、世帯の中に1人でも課税される方があれば、保険税の段階が引き上がり負担がふえる仕組みになっています。第3に、もともと介護費用の50%が国庫負担でありましたが、25%に引き下げられ、さらに21年度は三位一体の改革によりまして22.8%まで下がったことが問題で、全国町村会が指摘しているように直ちに5%の引き上げ、50%に戻すべきであります。第4に、政府自身も人材確保のためということで、介護報酬の引き上げのための基金が施設で働く方やヘルパー等に反映されていないのが現状であります。

以上の理由で反対の討論といたします。

○議長（前勢利夫）

ほかに討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（前勢利夫）

起立多数であります。

よって本案は、認定することに決定しました。

……………日程第29 議案第92号……………

○議長（前勢利夫）

日程第29、議案第92号、平成21年度有田川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（前勢利夫）

起立多数であります。

よって本案は、認定することに決定しました。

……………日程第30 議案第93号……………

○議長（前勢利夫）

日程第30、議案第93号、平成21年度有田川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって本案は、認定することに決定しました。

……………日程第31 議案第94号……………

○議長（前勢利夫）

日程第31、議案第94号、平成21年度有田川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって本案は、認定することに決定しました。

……………日程第32 議案第95号……………

○議長（前勢利夫）

日程第32、議案第95号、平成21年度有田川町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって本案は、認定することに決定しました。

……………日程第33 議案第96号……………

○議長（前勢利夫）

日程第33、議案第96号、平成21年度有田川町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって本案は、認定することに決定しました。

……………日程第34 議案第97号……………

○議長（前勢利夫）

日程第34、議案第97号、平成21年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって本案は、認定することに決定しました。

……………日程第 3 5 議案第 9 8 号……………

○議長（前勢利夫）

日程第 3 5、議案第 9 8 号、平成 2 1 年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって本案は、認定することに決定しました。

……………日程第 3 6 議案第 9 9 号……………

○議長（前勢利夫）

日程第 3 6、議案第 9 9 号、平成 2 1 年度有田川町公共下水道事業特別会計歳入歳

出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

議案第99号について、反対の立場から討論させていただきます。

御存じのように、公共下水道事業は工事の先行と長い年月がかかるために事業費が膨らみ、採算が合わないのが全国で共通した事例となっています。しかも、今後人口減少時代の中で高齢化もあり、つなぎ込みが十分見込めないことが予想されているにもかかわらず事業が進んでいます。下水道使用料が21年度で約606万円ですが、これは地方債の償還利子6,939万円の利子の8.7%でしかありません。第2に、早期接続奨励金1,020万円は、一般会計からいわゆる法定外の繰り入れであります。特別会計には繰り入れは認めない独立採算制と言いながら、こういう形で認めていきますと、毎年大きな繰り入れが必要となってまいります。第3に、第二期工区の設計が入っている点であります。第4に、消費税支出が約6,235万円あることです。

以上の理由で反対の討論とさせていただきます。

○議長（前勢利夫）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（前勢利夫）

起立多数であります。

よって本案は、認定することに決定しました。

……………日程第37 議案第100号……………

○議長（前勢利夫）

日程第37、議案第100号、平成21年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって本案は、認定することに決定しました。

……………日程第38 議案第101号……………

○議長（前勢利夫）

日程第38、議案第101号、平成21年度有田川町栗生財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって本案は、認定することに決定しました。

……………日程第39 議案第102号……………

○議長（前勢利夫）



日程第39、議案第102号、平成21年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって本案は、認定することに決定しました。

……………日程第40 議案第103号……………

○議長（前勢利夫）

日程第40、議案第103号、平成21年度有田川町八幡山林財産区管理委員会特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって本案は、認定することに決定しました。

……………日程第41 議案第104号……………

○議長（前勢利夫）

日程第41、議案第104号、平成21年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって本案は、認定することに決定しました。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第19、議案第143号を先に審議したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第19、議案第143号を先に審議することに決定しました。

……………日程第19 議案第143号……………

○議長（前勢利夫）

日程第19、議案第143号、有田川町道路線の認定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第143号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

したがって、議案第143号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。

日程第5、議案第129号から日程第18、議案第142号まで、日程第20、議案第144号から日程第24、諮問第6号までを提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

なお、次回の本会議は、12月15日水曜日、午前9時30分に開議します。

~~~~~

延会 15時45分